

第4章 取組の展開

1 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

【課題】

- ◇自殺対策を社会的な問題として捉え、きめ細やかな対応ができるよう、庁内及び外部の関係機関と連携強化を図る必要があります。
- ◇緊急時対応を含め、関係機関の相互の役割を理解し、適切な機関との連携を図る必要があります。

【取組】

① 庁内及び外部の関係機関とのネットワークの強化

会議を開催し、自殺対策に関する課題共有や具体的な対策を検討し、関係の強化を図ります。また、緊急時対応も含め、それぞれの役割を明確にし、相互のネットワークを強化します。啓発活動、研修会への参加を通し、自殺対策の理解を図り連携の強化を行います。

◎ 新規 事業	事業名または事業概要	「生きる支援」実施内容	事業主体
◎	庁内推進体制の構築	庁内関係部署により、自殺対策計画の進捗管理及び課題の共有と連携の促進を図ります。	市（健康部、関係部局）
◎	外部関係機関とのネットワークの強化	外部の関係機関の参画を得て、自殺の実態や課題の共有と連携の促進を図ります。	市（健康部）、関係団体
◎	相談窓口一覧の配布	適切な相談へつなぐことができるよう、相談窓口の一覧を作成し、関係機関への配布を行います。	市（健康部）

(2) 自殺対策を支える人材の育成

【課題】

◇困難を抱える人に対して、身近な人による早期の「気づき」「傾聴」「つなぎ」「見守り」ができるよう、ゲートキーパーの役割を知り、担うことのできる人材の育成を図る必要があります。

【取組】

①早期に気づき、支えることのできる人材育成の推進

自殺対策に関する啓発のための研修会を実施し、市民が相互に支え合うことができるようゲートキーパー*になりうる人材の育成を推進します。

◎ 新規 事業	事業名または事業概要	「生きる支援」実施内容	事業主体
◎	ゲートキーパー研修 (市職員、医師会・歯科 医師会・薬剤師会等医療 従事者、福祉関係職員、 民生委員・児童委員、自 治会役員等市民に関わ る支援者向け)	自殺予防につなげるために、必要 な知識と専門機関へのつなぎ方 を学ぶゲートキーパー研修を実 施します。	市(健康部)
	まちづくり出前講座(こ ころの健康)	地域団体からの要望に応じ、ゲー トキーパー研修を実施します。	市(健康部)

*自殺の危険サインに気づき、声をかけ、傾聴し、適切な支援につなぎ、見守るという役割を担う人で、「いのちの門番」とも位置づけられています。

(3) 市民への啓発と周知

【課題】

- ◇ストレス解消法などのこころの健康づくり及びこころの問題の早期発見や対応を理解するため、知識の普及啓発を強化する必要があります。
- ◇自殺の危機に陥った人の心情や背景は理解されにくいいため、自殺対策に関する正しい知識の普及を図る必要があります。
- ◇精神疾患（統合失調症^{*}、うつ病、アルコール・薬物・ギャンブル依存症^{*}等）、引きこもり^{*}等の生きにくさを抱える人、性的マイノリティ^{*}の理解の促進を図る必要があります。

【取組】

①市民への啓発と正しい知識の周知

自殺予防週間、自殺対策強化月間及び各種イベント等を活用し、ストレス解消法や精神疾患等の正しい知識、相談窓口の啓発と周知を図ります。

◎ 新規 事業	事業名または事業概要	「生きる支援」実施内容	事業主体
◎	自殺対策啓発普及講演会	こころの健康に関する正しい知識の普及を目的に、研修会の開催を行います。	市（健康部）
◎	ほっとスポットの周知	こころが疲れた時の対処方法として、市内の公共施設等でほっとできる場所、または活動を紹介します。	市（健康部、都市計画部、総合動植物公園部等）
◎	ギャンブル依存症相談窓口の周知	ギャンブル依存症対策として、競輪場内にギャンブル依存症相談窓口の周知や自殺に関する相談窓口の一覧を掲示し、周知します。	市（産業部）
	性的マイノリティに対する理解促進	セミナーや啓発紙等により、LGBT [*] 等性的少数者に対する理解促進を図ります。	市（市民協創部）
	「相談窓口のご案内」等ガイドブックへの相談窓口の掲載	ガイドブックへ相談窓口を掲載することで、相談機関の周知を行います。	市（市民協創部、福祉部等）

◎ 新規 事業	事業名または事業概要	「生きる支援」実施内容	事業主体
	自殺予防街頭キャンペーン及び啓発事業	9月の自殺予防週間に市民向けの街頭キャンペーンを開催します。 3月の自殺対策強化月間において、図書館、保健所等で啓発を行います。	市（健康部）、企業
	各種イベントでの啓発活動	各種イベント（豊橋まつり、まちづくり事業等）において啓発活動を行います。	市（健康部、産業部等）、関係団体

(4) 生きることの促進要因への支援

1) 相談体制の充実

【課題】

- ◇心理的に追いつめられたり、相談への抵抗感から支援を求められず、問題が深刻化したりすることがあります。
- ◇親族等身近な方を亡くされた方は、深い悲嘆などからこころの不調をきたすことがあります。自殺に対する周囲の偏見や知識の不足により大切な人を亡くしたことを誰にも話せずに孤立してしまうなど苦痛を抱えることがあります。身近に相談できる相談窓口の充実が必要です。
- ◇自殺は様々な要因が重なりあっているため、相談窓口相互の連携強化を図る必要があります。

【取組】

①自殺の要因となる様々な悩みに対応する相談体制の充実

日常生活から生じる悩みに対し、各種相談窓口体制の充実を推進します。多様化する問題への対応は、相談機関が相互に連携しながら支援を進めます。

◎ 新規 事業	事業名または事業概要	「生きる支援」実施内容	事業主体
	こども・若者総合相談	妊産婦、子ども・若者(39歳以下まで)、またその家族を対象に、あらゆる相談に応じ、子どもと若者の健やかな暮らし、伸びやかな未来を一緒に考えながら一人ひとりの困りごとに寄り添ったサポートをします。	市(こども未来部)
	市民相談	日常生活から生じる様々な問題に対し、解決の手がかりや方法について助言し、安定した市民生活の向上を図ります。	市(市民協創部)
	健康相談	身体やこころの不調について相談に応じます。	市(健康部)
	女性相談	家庭や生活上の問題解決のための各種相談に応じます。(女性のための悩みごと電話・面接相談、女性のための法律相談)	市(市民協創部)
	外国人相談	外国人市民に対し、行政相談、生活相談を行い、困りごとへの対応、助言を行います。	市(市民協創部)

◎ 新規 事業	事業名または事業概要	「生きる支援」実施内容	事業主体
	精神保健福祉相談	こころの不調を抱える方(精神疾患、アルコール等の依存症、自殺願望のある方、自死遺族 [*] の方等)に対し、精神科医師、保健師が相談に応じます。	市(健康部)
	こころの健康相談	こころの問題で悩んでいる方を対象に、臨床心理士が相談に乗ることにより、相談者自身が問題解決の方法を考えていくきっかけとします。	市(健康部)
	障害者総合相談	障害者本人、家族からの就労・生活・福祉制度など様々な相談に応じ、必要な情報提供、助言を行うとともに、関係機関と連携した支援を行います。	市(福祉部)
◎	性的マイノリティに関する相談体制の充実	LGBT等性的少数者が悩みを打ち明けられる環境とするため、関係機関において相談員のスキルアップや体制のネットワーク化を進めます。	市(市民協創部)
	DV [*] 相談	配偶者等からの暴力の相談に対し、解決の手がかりや対応方法について助言します。	市(市民協創部)
	ギャンブル依存症に関する相談	ギャンブル依存症に対する相談窓口を設置し、相談対応体制の整備、依存症に関する知識の普及・啓発による予防、職員への教育及び申請に応じた入場制限体制の整備、その他依存症対策に必要な業務を行います。	市(産業部)
	医療相談	入院・通院している患者で、本人や家族が抱える様々な生活・療養上の問題についての相談に応じます。	医療機関、医師会、薬剤師会

◎ 新規 事業	事業名または事業概要	「生きる支援」実施内容	事業主体
	がん相談	がん相談員が、がんに関する疑問や不安、悩みについて相談に応じます。必要に応じ、病院スタッフ間で連携を図ります。	市（市民病院）
	女性相談（医療機関）	健康に関する女性特有の悩みに関し、女性の看護師が相談に応じます。	市（市民病院）
	難病 [*] 相談	難病による療養上の悩み等に対し、保健師、管理栄養士等が相談に応じます。	市（健康部）

2) 自殺未遂者への支援の充実

【課題】

- ◇自殺未遂者は、再度の自殺企図^{*}を起こす自殺のハイリスク群です。自殺未遂者支援の正しい知識の普及を図る必要があります。
- ◇自殺未遂者の再企図を防止するため、医療、保健、福祉等の連携を強化し、支援の充実を図る必要があります。

【取組】

①自殺未遂者を支える人材育成の推進

医療従事者、救急隊員等の自殺未遂者と接する機会のある人が、自殺未遂に関する正しい知識を身につけることで、自殺に対する理解を深め、適切な対応ができるよう啓発を行います。

◎ 新規 事業	事業名または事業概要	「生きる支援」実施内容	事業主体
	自殺未遂者支援研修	警察、消防、相談窓口職員に対し、自殺未遂者支援に対する研修会を開催します。	市（健康部）

②自殺未遂に関する相談体制の充実

当事者やその家族、身近な人が相談できるよう相談体制の充実を図ります。

◎ 新規 事業	事業名または事業概要	「生きる支援」実施内容	事業主体
	【再掲】 精神保健福祉相談	こころの不調を抱える方（精神疾患、アルコール等の依存症、自殺願望のある方、自死遺族の方等）に対し、精神科医師、保健師が相談に応じます。	市（健康部）
	【再掲】 こころの健康相談	こころの問題で悩んでいる方を対象に臨床心理士が相談に乗ることにより、相談者自身が問題解決の方法を考えていくきっかけとします。	市（健康部）
	【再掲】 医療相談	入院・通院している患者で、本人や家族が抱える様々な生活・療養上の問題についての相談に応じます。	医療機関、医師会、薬剤師会

③自殺未遂者を支援する関係機関の連携の強化

自殺未遂者を支援する関係機関が、相互に情報共有、連携の強化を図ります。

◎ 新規 事業	事業名または事業概要	「生きる支援」実施内容	事業主体
	各機関による支援の連携	自殺未遂者の支援において、地域の関係機関との情報共有、連携の強化を図ります。	市（健康部）、関係団体

④当事者や家族等への情報提供の推進

相談窓口の周知として、リーフレットやカードの配布を行います。

◎ 新規 事業	事業名または事業概要	「生きる支援」実施内容	事業主体
◎	カード配布事業	自殺未遂者やその家族に対し、相談窓口のカード等を配布します。	市（健康部、消防本部）

⑤自殺防止、事故対策のための環境整備の強化

自殺企図者を出さないために、公園等の安全な環境づくりに努めます。

◎ 新規 事業	事業名または事業概要	「生きる支援」実施内容	事業主体
	維持管理事業	防犯、事故対策を含め、周囲から見通しの良い公園等の整備や管理を行います。	市（都市計画部、総合動植物公園部）

3) 災害時のこころのケア

【課題】

- ◇災害時に被災者に起こるこころの変化やケアの重要性等について、平常時から市民への正しい知識の普及を図る必要があります。
- ◇災害を経験することは、大きな心理的負担を抱えるきっかけとなることが多く、自殺のリスクが高まります。災害時の相談窓口の確保及び継続した支援が必要です。

【取組】

①平常時の対策の充実

災害時のメンタルヘルスについて、知識・情報を平常時より周知します。

◎ 新規 事業	事業名または事業概要	「生きる支援」実施内容	事業主体
	防災講話	市民や自主防災会*向けの防災講話等の中で、災害時の知識・情報の1つとして被災者・支援者のこころについての相談窓口等を周知します。	市（防災危機管理課）

②災害時の対策の充実

早期に保健活動を実施し、被災者の孤立防止、精神面に配慮した取り組みを行います。生活再建等の復興関連に関わる施策を迅速かつ的確に実施します。

◎ 新規 事業	事業名または事業概要	「生きる支援」実施内容	事業主体
	専門職による相談等の実施	災害時のこころのケアを目的にした相談を、避難所等へ出向き行います。	市（健康部）、県、医師会、関係団体
	復興関連施策等への迅速な対応	生活再建等復興関連施策について、豊橋市地域防災計画に基づき、県、関係部局、関係団体が連携します。	市（防災危機管理課、関係部局）、県、関係団体

2 対象に応じた重点施策

(1) 子ども・若者に対する自殺対策の推進

【課題】

- ◇子ども・若者に対し、自己肯定感を育む取組、SOSを出すことのできる力、適切な相談機関につなぐことのできる力を身につける教育が必要です。
- ◇子ども・若者のSOSに、早期に「気づき」対応のできる身近な大人を増やすことが必要です。
- ◇悩みを抱える児童・生徒・若者やその保護者、家庭に対して、相談窓口の充実、関係機関による情報共有、連携した切れ目のない支援の強化が必要です。
- ◇妊娠、出産時は、ホルモンバランスや環境の劇的な変化による精神面の不調をきたすことがあるため、子育てへの不安や悩みを相談でき、適切な支援につなぐことができるよう妊娠期からの支援の充実が必要です。
- ◇乳幼児期に保護者と愛着形成ができる環境づくりが必要です。

【取組】

①自己肯定感を育む教育の推進

1人1人の児童・生徒を大切にした教育、ストレスや困難に直面した際にSOSを出せる力、友人からの相談を受け止める力を身につける教育を推進します。

◎ 新規 事業	事業名または事業概要	「生きる支援」実施内容	事業主体
◎	SOSの出し方教育	児童・生徒が自己肯定感を持てるように支援するとともに、将来起きるかもしれない危機的状況に対して適切な行動が取れるように教育します。	市（健康部、教育部）
	よりよい学級づくりと友達づくりのためのアンケートの実施	市内小学6年生、中学1年生に対し、学校生活に関するアンケートを実施し、学級の抱える問題を視覚化し、要支援児童・生徒への個々の対応を強化します。	市（教育部）
	赤ちゃんふれあい体験	児童・生徒に赤ちゃんをあやし、抱っこをする機会を設け、将来親となるための母性・父性を養い、子どもに接する親の姿や子どもへの気持ちから命の尊さや大切さを学びます。	市（健康部）

◎ 新規 事業	事業名または事業概要	「生きる支援」実施内容	事業主体
	若者へのゲートキーパー研修	身近な友人の変化に早期に「気づき」、信頼できる人への「つなぎ」を行える力を育てます。	市（健康部）、各高等学校、各大学

②子ども・若者と関わる職員や支援者向けの人材育成の推進

子ども・若者に対して、ゲートキーパーとなりうる人材の育成を推進します。

◎ 新規 事業	事業名または事業概要	「生きる支援」実施内容	事業主体
◎	ゲートキーパー研修（教職員、市職員等、子ども・若者に関わる支援者向け）	子ども・若者に関わる職員やスタッフ等へ、自殺予防につなげるために必要な知識と専門機関へのつなぎ方を学ぶゲートキーパー研修を実施します。	市（健康部）
	教職員向け研修	研修を通して自殺予防、いじめ予防、不登校 [※] 等に対する理解を深めます。	市（教育部）
	【再掲】 まちづくり出前講座（こころの健康）	地域団体からの要望に応じ、ゲートキーパー研修を実施します。	市（健康部）

③生きづらさを抱える子ども・若者に関する相談体制の充実

いじめ、不登校の問題を抱える子ども・若者やその保護者に対して、気軽に相談できる体制の整備を推進します。

非正規雇用等による生活上の困難感や発達障害[※]、性的マイノリティ等の中で生きづらさを抱えた時に気軽に相談できる体制の整備を推進します。

◎ 新規 事業	事業名または事業概要	「生きる支援」実施内容	事業主体
	【再掲】 こども・若者総合相談	妊産婦、子ども・若者（39歳以下まで）、またその家族を対象に、あらゆる相談に応じ、子どもと若者の健やかな暮らし、伸びやかな未来を一緒に考えながら一人ひとりの困りごとに寄り添ったサポートをします。	市（こども未来部）

◎ 新規 事業	事業名または事業概要	「生きる支援」実施内容	事業主体
	こども専用相談ダイヤル	小学校中学年から高校生を対象に、自ら相談できるよう子ども専用の相談ダイヤルを設置し、相談に応じます。	市（こども未来部）
	児童相談支援事業	児童虐待防止を図るため、養育支援員が訪問や相談に応じることで保護者の負担を軽減します。	市（こども未来部）
	教育相談 （不登校・いじめ・教育一般）	児童・生徒の教育や子育てに関する課題について、保護者からの相談に対応することで、課題解決を図ります。また、いじめや不登校等、子どもが抱える多様な課題に合わせ、個別カウンセリングや適応指導教室※の運営を行います。	市（教育部）
	スクールソーシャルワーカー※活用事業	子どもが抱える課題解決に向け、教育、福祉、医療等の関係機関と連携して支援を行います。	市（教育部）
	臨床心理士の配置	児童・生徒や保護者からの学校生活における相談を受け、教職員等との連携により課題解決を図ります。	市（教育部）
	スクールカウンセラー※の配置	児童・生徒や保護者から学校生活における悩みなどの相談を受け、継続したこころのサポートや教職員等と連携して課題解決を図ります。	県（教育委員会事務局）
	メンタルフレンド事業	引きこもり傾向にある児童・生徒の家庭を大学生などのメンタルフレンドが訪問し、こころの友とし、話し合いや軽い運動をして、自立のサポートを行います。	市（教育部）
	思春期精神保健福祉相談	子どもの問題行動や子どもに関する悩みや不安について、解決に向けて児童精神科医が相談に応じます。	市（健康部）

◎ 新規 事業	事業名または事業概要	「生きる支援」実施内容	事業主体
◎	【再掲】 性的マイノリティに関する 相談体制の充実	LGBT 等性的少数者が悩みを打ち明けられる環境とするため、関係機関において相談員のスキルアップや体制のネットワーク化を進めます。	市（市民協創部）
	【再掲】 DV 相談	配偶者等からの暴力の相談に対し、解決の手がかりや対応方法について助言します。	市（市民協創部）
	若者就職サポート塾	合同企業説明会等で就職相談ブースを設置します。相談内容に合わせ、豊橋公共職業安定所 [※] やとよはし若者サポートステーション [※] 等の支援機関に相談者をつなぎ、就職支援をすることで、若者の社会的自立を支援します。	市（産業部）、企業、関係団体

④切れ目のない支援を目指した関係機関の連携の強化

切れ目のない支援を目指すため、関係機関が相互に情報の共有、連携の強化を図ります。

◎ 新規 事業	事業名または事業概要	「生きる支援」実施内容	事業主体
	教育に関する調査研究・会議や連絡会	支援が必要な児童・生徒や家庭を把握し、各相談機関と連携し支援を行います。	市（教育部）
	生活サポート主任の配置	児童・生徒の自立支援、不登校対策指導、校内マネジメント、校外の関係機関と調整に当たるため、各学校に生活サポート主任を配置し、生活サポート委員会の設置をします。	市（教育部）
	要保護児童対策ネットワーク協議会	児童虐待における要保護家庭・要支援家庭について、関係機関と連携し支援を行います。	市（こども未来部）
	子ども・若者自立支援事業（子ども若者支援地域協議会）	若者における課題や現状について、関係者間での情報共有と支援検討を行います。	市（こども未来部）

⑤安心、安全に過ごすことのできる居場所の確保の推進

子ども・若者が、地域で安心して生活できる居場所の確保を推進します。

◎ 新規 事業	事業名または事業概要	「生きる支援」実施内容	事業主体
	ほっとプラザの運営	学校に行きづらい子どもの居場所として、ほっとプラザの運営を行います。	市（教育部）
	切れ目のない子育て支援事業（子どもの居場所づくり推進事業）	食事提供等を通して、食育や団らん、居場所の確保の機会を提供します。	市（こども未来部）、関係団体
	放課後児童クラブの設置	放課後に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。	市（こども未来部）、関係団体
	放課後子ども教室	放課後を安心安全に過ごし、多様な体験活動を通じて地域のつながり・絆を強化します。	市（こども未来部）
	学習支援事業	学習の場を設けることで、子どもの居場所を作るとともに、子どもが抱えている悩みの軽減や貧困の連鎖を防ぎ、社会との関係を育むよう支援します。	市（福祉部、こども未来部）、関係団体
	トヨッキースクール推進事業	多彩な体験活動を通して子どもたちの体験量を増やすことにより、「知・徳・体」調和のとれた人間形成を図るとともに、地域人材の活用を通して地域ぐるみで子どもを育てる風土をつくります。	市（教育部）
	地域いきいき子育て促進事業	多様な体験活動を通じて、地域のつながり・絆を強化します。	市（教育部）
	おたまじゃくしの会（引きこもりの方を抱える家族のつどい）	引きこもりの方の家族を対象として、情報交換や情報共有を行うことで、家族自身の課題を解決する力を身につけるために家族交流会を実施します。また、子どもの心身の不調に気づくことで、適切な対応ができるよう支援します。	市（健康部）

⑥子ども・若者に関する市民への啓発と周知

子ども・若者を支える保護者や市民が自殺防止に対する理解を深めるために、市民への啓発と周知を図ります。

◎ 新規 事業	事業名または事業概要	「生きる支援」実施内容	事業主体
	学校保健連携事業	出前講座、学校保健委員会 [※] 等で、人間形成の基盤となる、基本的な生活習慣の確立や命の大切さについて考える教育を行います。	市（健康部）
	【再掲】 自殺予防街頭キャンペーン及び啓発事業	9月の自殺予防週間に市民向けの街頭キャンペーンを開催します。 3月の自殺対策強化月間において、図書館、保健所等で啓発を行います。	市（健康部）、企業

⑦産後うつ病対策の充実

産後うつ病に対し、妊娠期から支援を開始し、出産、育児までの継続した支援を行います。安定、安心できる妊娠、出産、育児ができるよう支援の充実を推進します。

◎ 新規 事業	事業名または事業概要	「生きる支援」実施内容	事業主体
	妊娠出産子育て総合相談窓口	妊娠期からのママサポートプランの作成を行い、出産または育児に対する不安を抱えた妊婦や未就学児のいる保護者の総合的な相談支援を行います。	市（こども未来部、健康部）
	産婦健康診査／産後ケア事業	産後うつ病等を早期発見し、自殺予防を図るとともに、安心して育児がスタートできるように、健診や宿泊等により、心身のケア等を行います。	市（健康部）
	産科医療機関連携会議	支援が必要な家庭を把握し、妊娠中から医療機関と連携し支援を行います。	市（健康部）、医療機関

◎ 新規 事業	事業名または事業概要	「生きる支援」実施内容	事業主体
	母子健康手帳アプリ 「育なびレター@とよはし」	子育てに関するメールを定期配信し、行政のサービスや講座、イベント等の情報を提供することで子どもの養育環境を改善し、健全育成を図ります。また、自殺予防に関連する情報や相談場所等の情報も随時配信・掲載します。	市（こども未来部）

<参考指標>

指 標		平成 28 年度 (2016 年度)	目標値 (2023 年度)
自分は役に立つ人間だと考えられる若者の割合	20 歳代	55.2%	増加
	30 歳代	64.9%	増加
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる母親の割合*	4 か月児	90.2%	95%以上
	1.6 歳児	77.7%	90%以上
	3 歳児	72.9%	80%以上
自分の身体をいつも大切にしている割合*	中学 3 年生	63.9%	90%以上
	高校 3 年生	75.7%	90%以上

*母子保健推進計画における目標

(2) 高齢期の女性に対する自殺対策の推進

【課題】

- ◇女性特有のホルモンバランスの変化等により、身体面、精神面の不調をきたすことや、子どもの成長、夫の退職等、家族の生活形態の変化により、役割の喪失を経験することがあります。
- ◇本人、家族が身近に相談できる窓口の充実、ゲートキーパーの育成が必要です。また、人とのつながりが途切れない生活を営める体制づくりが必要です。
- ◇高齢者の介護者は60歳代が最も多く、また、女性が多くを占めています（高齢者等実態把握調査：東三河広域連合*より）。介護負担の軽減と介護者・当事者の孤立予防の推進を図る必要があります。

【取組】

① 高齢期の女性の様々な悩みに対応できる相談体制の充実

健康問題、介護疲れ等、様々な相談に対応できるような相談体制の充実を図ります。

◎ 新規 事業	事業名または事業概要	「生きる支援」実施内容	事業主体
	【再掲】 健康相談	身体やこころの不調について相談に応じます。	市（健康部）
	【再掲】 医療相談	入院・通院している患者で、本人や家族が抱える様々な生活・療養上の問題についての相談に応じます。	医療機関、医師会、薬剤師会
	【再掲】 がん相談	がん相談員が、がんに関する疑問や不安、悩みについて相談に応じます。必要に応じ、病院スタッフ間で連携を図ります。	市（市民病院）
	【再掲】 女性相談（医療機関）	健康に関する女性特有の悩みに関し、女性の看護師が相談に応じます。	市（市民病院）
	【再掲】 女性相談	家庭や生活上の問題解決のための各種相談に応じます。（女性のための悩みごと電話・面接相談、女性のための法律相談）	市（市民協創部）
	地域包括支援センター* 運営事業	高齢者についての総合相談、権利擁護*、介護予防等の事業を行います。	市（福祉部）

②高年齢期の女性を支える人材育成の推進

高年齢期の女性に対して、ゲートキーパーとなりうる人材の育成を推進します。

◎ 新規 事業	事業名または事業概要	「生きる支援」実施内容	事業主体
◎	ゲートキーパー研修（医療従事者、地域包括支援センター職員、市職員等、高年齢期の女性に関わる支援者向け）	窓口職員や関係機関職員へ自殺予防につなげるために、必要な知識と専門機関へのつなぎ方を学ぶゲートキーパー研修を実施します。	市（健康部）
	【再掲】 まちづくり出前講座（こころの健康）	地域団体からの要望に応じ、ゲートキーパー研修を実施します。	市（健康部）

③高齢者を支える関係機関の連携の強化

関係機関が相互に情報共有、連携の強化を図ります。

◎ 新規 事業	事業名または事業概要	「生きる支援」実施内容	事業主体
	高齢者虐待防止ネットワーク運営事業	地域包括支援センターを拠点として、地域連携による虐待防止のための運営委員会を設置するとともに、虐待の早期発見や見守り、虐待ケースの実態調査等を行います。	市（福祉部）、関係団体
	高齢者等見守りネットワーク事業	高齢者の安否確認を速やかに行えるよう、ライフライン事業者をはじめとした地域の事業者が通常業務を行う中で、市民の異変に気づいた際に行政等に連絡します。	市（福祉部）、関係団体

◎ 新規 事業	事業名または事業概要	「生きる支援」実施内容	事業主体
	地域包括支援センター運営事業、地域ケア会議推進事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、総合相談、権利擁護、介護予防等の事業を実施します。 医療、介護、行政などの関係者と地域住民が共に高齢者の個別課題の解決に向けた検討をするとともに、個別ケースの課題分析を積み重ねることにより地域課題の共有を図ります。	市（福祉部）、関係団体

④高齢者の孤立予防のための居場所の確保と情報提供の推進

高齢者の見守り、居場所の確保、活躍の機会をつくり、孤立の予防を行います。また、介護負担の軽減と介護者・当事者の孤立を防ぐため、活用できる資源の情報提供を行います。

◎ 新規 事業	事業名または事業概要	「生きる支援」実施内容	事業主体
◎	健診等を活用した啓発事業	中高年の女性特有のこころの不調に関するリーフレットを配布し、相談先の情報等を周知します。	市（健康部）
	地域介護予防活動支援事業	高齢者の生きがいを支援するため、シルバースポーツ中央大会、高齢者福祉大会等を開催します。	市（福祉部）、関係団体
	アクティブシニア活動促進事業	アクティブシニア（元気高齢者）の増加に向けて、市内のアクティブシニア活動を広く紹介します。	市（福祉部）、関係団体
	お互いさまのまちづくり協議会	まちの居場所活動や助け合い活動を通じて、地域住民一人ひとりができることを持ち寄る地域づくりを推進します。	市（福祉部）、関係団体
	老人クラブ活動事業	市内の各老人クラブに対して、活動を支援します。	市（福祉部）、関係団体

◎ 新規 事業	事業名または事業概要	「生きる支援」実施内容	事業主体
	老人福祉センター等施設管理運営事業	高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するため、老人福祉センター等を運営します。	市（福祉部）
	家族介護教室等開催事業	認知症※の方を介護している家族が認知症について理解を深め、介護者相互の交流を図ることで介護不安を軽減する機会とします。	市（福祉部）、関係団体
	【再掲】 自殺予防街頭キャンペーン及び啓発事業	9月の自殺予防週間に市民向けの街頭キャンペーンを開催します。 3月の自殺対策強化月間において、図書館、保健所等で啓発を行います。	市（健康部）、企業

<参考指標>

指 標	平成28年度 (2016年度)	目標値 (2023年度)
睡眠で十分休養がとれている60歳以上の女性の割合	73.5%	増加
高齢者等見守りネットワーク事業の協力事業所数* (累計)	160事業所	200事業所以上

*第7期豊橋市高齢者福祉計画における指標

(3) 壮年期の男性に対する自殺対策の推進

【課題】

- ◇「職場のメンタルヘルス対策に取り組んでいない」と回答した企業は 37.1%となっており、企業規模が小さくなるほど取り組んでいない企業の割合が高くなります（平成 28 年労働条件・労働福祉実態調査：愛知県より）。本市では、従業員 50 人未満の小規模事業所が 96%を占めています。
- ◇職場のメンタルヘルス対策の推進及びそれをサポートする体制づくりと支援の充実を図る必要があります。
- ◇がん罹患率^{*}は、50 歳代から増加します（がん登録・統計：国立がん研究センター^{**}より）。働く世代のがん患者が、離職による社会的な疎外感や経済的不安を感じることがないように、治療と仕事の両立を図るための取組を推進することが必要です。
- ◇安定した勤務・経営のため、過重労働や長時間労働の是正を図る必要があります。
- ◇介護離職や失業により生じた、家計・借金などの経済的問題を抱えている方のみならず、引きこもりなど制度のはざままで悩んでいる方に対して、アウトリーチによる早期発見、早期対応を行い、自立促進を図る必要があります。

【取組】

① 壮年期の男性を支える人材育成の推進

職場や地域においてゲートキーパーになりうる人材の育成を行います。

◎ 新規 事業	事業名または事業概要	「生きる支援」実施内容	事業主体
◎	ゲートキーパー研修（企業、公共職業安定所職員、市職員等、壮年期男性に関わる支援者向け）	窓口職員や関係機関職員へ自殺予防につなげるために、必要な知識と専門機関へのつなぎ方を学ぶゲートキーパー研修を実施します。	市（健康部、産業部）、企業、公共職業安定所
	【再掲】 まちづくり出前講座（こころの健康）	地域団体からの要望に応じ、ゲートキーパー研修を実施します。	市（健康部）

②職場のメンタルヘルスに関する啓発の推進

職場のメンタルヘルス対策に関する啓発を行います。

◎ 新規 事業	事業名または事業概要	「生きる支援」実施内容	事業主体
◎	健康経営 [※] 推進事業	企業に対し、健康経営を推進し、健康づくりやメンタルヘルスに関する啓発を行います。	市（健康部）、企業
◎	職域への自殺対策研修	従業員 50 人未満の小規模事業所等に出向き、「こころの健康」や「自殺の相談窓口」案内のチラシの配布や講座を行い、メンタルヘルス対策の啓発を行います。	市（健康部）、企業
	ストレスチェック [※] の実施に関する周知	事業所の巡回指導時やストレスチェック実施報告書未提出の事業所に対して、ストレスチェックの実施勧奨を行い、職場のメンタルヘルス対策の一つとして啓発を行います。	労働基準監督署

③安定して働き続けられる職場環境の推進

企業等に対し、長時間労働の是正等勤務体制の整備を進めるための働きかけや、健康問題を抱えた人が治療と就労を両立できるよう、環境づくりを推進します。

◎ 新規 事業	事業名または事業概要	「生きる支援」実施内容	事業主体
	企業の働き方改革を進めるための働きかけ	健康経営やワークライフバランス [※] に注目した働き方改革を進める企業を増やすため、豊橋公共職業安定所等と連携し、市内企業へ理解を深める働きかけを行います。	市（産業部）、企業、関係団体
	疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進	治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインの周知啓発を図り、企業の意識改革及び支援体制の促進を図ります。	労働基準監督署
	融資制度に関する周知	市のホームページに各種融資制度に関する情報を掲載し、安定した経営への支援について情報提供を行います。	市（産業部）

◎ 新規 事業	事業名または事業概要	「生きる支援」実施内容	事業主体
	ファミリー・フレンドリー企業*登録（県事業）事業所の周知	ホームページや会議等でファミリー・フレンドリー企業登録に向けた啓発を行い、より多くの事業所が登録に向けて取り組むよう促します。	市（産業部）、企業
	勤労、生活、金融に関する相談	解雇等の勤労問題、相続等の生活に関する事、多重債務等の金融に関する相談に応じます。	東三河勤労者福祉サービスセンター
	【再掲】 市民相談	日常生活から生じる様々な問題に対し、解決の手がかりや方法について助言し、安定した市民生活の向上を図ります。	市（市民協創部）
	【再掲】 健康相談	身体やこころの不調について相談に応じます。	市（健康部）
	【再掲】 精神保健福祉相談	こころの不調を抱える方（精神疾患、アルコール等の依存症、自殺願望のある方、自死遺族の方等）に対し、精神科医師、保健師が相談に応じます。	市（健康部）
	【再掲】 こころの健康相談	こころの問題で悩んでいる方を対象に臨床心理士が相談に乗ることにより、相談者自身が問題解決の方法を考えていくきっかけとします。	市（健康部）

④生活困窮者への支援の充実

生活困窮者に対し、関係機関との連携を図りながら、包括的な支援体制の充実を進めます。

◎ 新規 事業	事業名または事業概要	「生きる支援」実施内容	事業主体
	税の減免制度に関する周知	失業や廃業などにより生活困窮となった場合の市・県民税の減免制度について、市のホームページで情報提供を行います。	市（財務部）

◎ 新規 事業	事業名または事業概要	「生きる支援」実施内容	事業主体
	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者が抱える課題に、個別的、包括的及び継続的に各種支援を行い、困窮状態からの早期の脱却を支援します。	市（福祉部）
	生活保護扶助事業	最低限度の生活を保障することで、心身の健康を維持しつつ自立への支援を行います。	市（福祉部）

<参考指標>

指 標	平成 28 年度 (2016 年度)	目標値 (2023 年度)
毎日の生活が充実していると感じている 50 歳代の割合	71.1%	増加
睡眠で十分休養がとれている 40 歳代、50 歳代の男性の割合	66.4%	増加